附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第七条の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、法第六条第一項、第五項及び第八項、第七条並びに第八条第一項及び第七項に規定する事務（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るものに限る。）については、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

食品表示法第十五条の規定による権限の委任	第七条第一項第三号（法第六条第八項の規定による業務の全部又は一部を停止すべきことの命令に係る部分を除く。）、第四号、第五号及び第六号（法第八条第七項の規定による委託に係る部分を除く。）の規定により都道府県保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律施行令

第一条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（」を「農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。」に改める。

第十一条中「から第三項まで、第五項及び第六項」を「、第三項及び第四項」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第五号」を「第六号」に、「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、「。第九項において同じ」を削り、同項第一号中「又は第二項」を削り、同条第二号中「又は第二項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項第三号中「徴収」の下に「及び物件の提出の要求」を加え、同項第五号中「（いずれも法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）」を削り、「当該」の下に「申出の対象とする」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「よる製造業者等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を「関する立入検査」の下に「及び質問」を加え、「製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る」を「立入検査又は質問の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二十条第三項の規定による製造業者等とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

第十二条第二項中「第十九条の十四第三項及び第五項」を「第十九条の十四第二項及び第四項」に改め、同条第五項中「又は第四号」を「から第五号まで」に改め、「特定製造業者等」の下に「以外の製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を加え、「を除く」を「に限る」に改め、同条第六項中「、特定製造業者等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を、「徴収」の下に「若しくは物件の提出の要求」を、「立入検査」の下に「若しくは質問」を加え、「若しくは第二項」を削り、「認める」を「思料する」に改め、同条第七項中「認める」を「思料する」に、「その結果を」を「その旨を当該」に改め、同条第八項中「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第九項中「第一項」を「第一項ただし書」に、「第五号」を「第六号」に改める。

（関税暫定措置法施行令及び消防法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

一　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第三項

二　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の四

（酒税法施行令の一部改正）

第六条　酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（収去酒類等の非課税）

第十条　法第六条の四第三号に規定する政令で定める酒類は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項（立入検査等）の規定により収去される酒類とする。

第十一条　削除

（農林物資規格調査会令の一部改正）

第七条　農林物資規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項ただし書中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）

第八条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条中「第三十一条第一項及び第三項、第三十二条の二第二項並びに」を「第三十一条第二項及び」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一号中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条第一項」に、「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二号中「第三十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第八条とする。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六の二　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）

（消費者契約法施行令の一部改正）

第十条　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四十二　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）

（消費者庁組織令の一部改正）

第十一条　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」及び「及び第二項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「立入検査」を「物件の提出の要求並びに立入検査及び質問」に改め、同条第八号中「栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する」及び「及び第三十二条の三第一項」を削り、「同法第三十二条第二項及び第三十二条の三第二項」を「同条第二項」に、「同法第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項」を「同条第三項」に改め、同条第九号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令並びに同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施に係るものに限る。）。

第十三条第二号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」を削り、同条第三号中「特別用途表示及び」に改め、「栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。

（農林水産省組織令の一部改正）

第十二条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び」を「並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。第三十七条第二号において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の」に、「農林物資の品質に関する表示」を「これら」に改める。